

○北海道開発局告示第17号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年2月26日

北海道開発局長 澤田 和宏

第1 起業者の名称 北海道及び厚真町

第2 事業の種類 二級河川厚真川水系厚真川厚幌ダム建設工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道勇払郡厚真町字幌内地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道勇払郡厚真町字幌内地内に施行する「二級河川厚真川水系厚真川厚幌ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川の管理は、河川法第10条の規定により都道府県知事が行うこととされていることから、起業者である北海道は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、厚真町は、水道法第6条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

二級河川厚真川水系厚真川（以下「厚真川」という。）は、夕張山系夕張岳南麓

の丘陵地帯をその源とし、山間部を南下しながら途中、日高幌内川、ハビウ川等の支川を合わせ北海道勇払郡厚真町（以下「厚真町」という。）の市街地を流下した後、チケッペ川、軽舞川等の支川を合わせながら厚真町字浜厚真において太平洋に注ぐ、流域面積366.9km²、流路延長52.3kmの河川である。

厚真川の流域は、すべてが厚真町に存しており、古くから厚真町の基幹産業である農業のためのかんがい用水のほか、水道用水の水源として利用され、厚真町の社会、産業、経済の基盤をなしている。

厚真川は、古くから融雪期、台風期を中心にたびたび洪水に見舞われていたことから、昭和22年以降、河口から厚真市街地上流までの約20km区間の河川改修工事を実施したが、昭和37年及び昭和45年に洪水被害を受けたため、再度、昭和49年から河川改修工事を実施している。しかしながら、昭和50年8月に台風6号による浸水家屋154戸、浸水農地1,733haの被害を受け、昭和56年8月には台風12号による浸水家屋112戸、浸水農地2,175haの被害を受け、その直後には台風15号に見舞われるなど、大きな被害を受けている。また、最近では平成13年9月にも浸水による被害を受けている。

このように、厚真川流域では過去に何度も浸水被害が起きている一方、渇水期には河川の流量が著しく低下し、安定した取水が困難な状況となり、昭和60年、平成14年、平成19年、平成20年及び平成24年には深刻な水不足のため、かんがい用水の取水を交代制とすること等を余儀なくされ、特に水稻の代かき期を中心に水不足に見舞われていることや、深水かんがい等の営農手法に必要な用水の確保ができないことから、安定した農業経営が阻害されている。

また、厚真町の水道用水は、平成24年度には最大で2,221m³/日进行供給しているが、安定して取水できる水源として確保している水利権は1,050m³/日に過ぎず、不足分は浅井戸や安定した取水が難しい普通河川の支溪流に依存している状況にある。さらに、公共下水道の処理区域の拡大及び国際コンテナターミナルの移転等による水需要の増加が今後見込まれている。しかし、水源である軽舞川の上流域には、油田採掘跡が多数存在し、平成15年9月に発生した十勝沖地震の際には、石油を含む地下水が噴出し、取水を一時停止する事態となった。現在も代替水源がないため、噴出した箇所監視及び取水施設への油分流入防止対策を行いながら取水しているが、安全な水道水を地元へ供給するため、早急に安全な水源を確保する必要性が生じている。

このような状況に対処するため、河川管理者である北海道は、厚真川における治水対策として、平成14年3月に厚真川水系厚真川河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）を策定し、年超過確率1/50年規模の降雨を対象に、ダム地点における基本高水流量730m³/秒のうち、340m³/秒を本件事業により調節することとし、治水基準地点「共栄橋」における計画高水流量を1,100m³/秒として、浸水被害の軽減を図ることとしている。

一方、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のため、利水基準地点「厚真大橋」において1月から3月は0.54m³/秒、4月及び9月から12月は1.30m³/秒、かんがい期間中は、代かき期（5/1～5/25）3.65m³/秒、深水期（7/1～7/10）2.41m³/秒、普通期（5/26～6/30）1.93m³/秒、（7/11～8/31）

1. 98m³/秒の流量を確保することとし、本件事業により勇払東部地区の水田2,989haに対し、6.13m³/秒から12.66m³/秒のかんがい用水を供給することとしている。

さらに、厚真町は平成30年に予測される最大2,948m³/日の需要に対し、不足する1,353m³/日の水利を本件事業により新規に開発し、既存の厚真川表流水1,050m³/日及び増量する浅井戸545m³/日と合わせて確保し、安定的な水道用水の確保を図ることとしている。

本件事業は、これらに基づき、厚真川に洪水調節、流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、治水基準点「共栄橋」地点での年超過確率1/50年規模の洪水を防御するための洪水調節が可能となり、洪水時における水位を低下させ、厚真川流域における浸水被害が軽減されることとなる。また、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保し、かんがい用水及び水道用水の安定的な取水に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は流域住民の生命及び財産の安全の確保、景観や生態系の維持による良好な河川環境の保全、厚真町の基幹産業である農業の経営安定化並びに上水道の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に与える影響について、起業者が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）及び北海道環境影響評価条例（昭和53年北海道条例第29号）に基づき、平成10年4月に環境影響評価を実施し、その後、新たに得られた知見を踏まえ、平成25年7月に工事期間中の騒音及び振動並びに生態系、水質、人と自然との触れ合いの活動の場、産業廃棄物について照査を行った。その結果、水質以外の項目についてはいずれも環境基準等を満足すると評価され、水質については工事期間中の濁水の発生、水素イオン濃度の変化が予測されているが、濁水処理施設及びPH調整施設を設置することにより、環境基準を満足すると評価されていることから、起業者はこれらの保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地及びその周辺において文化財保護法（昭和25年法律第214号）の天然記念物であるマガン、ヒシクイ、オジロワシ、オオワシ、クマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチュウヒ、エゾホトケドジョウ、コミズスマシ、シジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、カワヤツメ、エゾウグイ、ウラギンスジヒョウモン、スキバホウジャク、エゾアカヤマアリ、ダイコクコガネ、ニホンザリガニの生息が確認されている。植物では環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハルカラマツ、ヤマタニタデ、ホソバヒルムシロ、イトヒキスゲ、エゾナミキソウ、ベニバナヤマシャクヤク、チドリケマン、クロビイタヤ、ホソバツルリンドウが確

認されている。このうち、鳥類については、改変区域内での営巣が行われていないこと、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は軽微であると評価されている。その他の動物についても、本件事業がこれらの種の生息環境を改変する区域は限られており、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は軽微であると評価されている。なお、クマゲラ、クマタカについては、営巣木を替える習性があるため、工事実施時に繁殖が確認された場合には、必要に応じて営巣地周辺での工事を一時中断し、専門家の指導・助言を受けながら適切な措置を講じることとしている。植物については、本件事業により一部の個体が消失することとなるが、専門家の指導・助言に基づき、消失する生育個体及びその一部の移植による代替生息環境の創設を行うこととしている。さらに、工事期間中のモニタリングを行い、専門家の指導・助言に基づき、必要に応じて追加で保全措置を講じることとしている。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が21箇所確認されているが、そのうち既に上幌内モイ遺跡外7箇所の発掘調査を終え、記録保存等の必要な措置を講じており、残りの13箇所についても北海道教育委員会と協議を行い、適切な措置を講じるものとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、厚真川の氾濫による浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水を安定的に供給することを目的として、堤高47.2m、総貯水容量47,400,000m³の台形C S Gダムの建設工事を施行するものである。

本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節及び流水の正常な機能の維持のために必要な流量並びにかんがい用水及び水道用水の需要水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第73条第4号に規定する国土交通大臣の認定を受けていることなどから、施設の構造においても合理的と認められる。

なお、本件事業のダムサイトの位置については、地形及び地質条件から、ダム建設が可能かつ必要な貯水容量を確保できる位置として、上流案、中流案、下流案の3案について検討が行われている。申請案である上流案は他の2案と比較して、堤体規模、水没家屋数が最小であり、自然環境に与える影響、社会的影響が最も小さいうえ、経済性にも優れることから最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、厚真川は過去に何度も豪雨による浸水被害が発生していること、しばしば渇水に見舞われ、かんがい用水の安定的な取水等に影響を及ぼしていること、厚真町では今後、水道用水の水源が不足することが見込まれていることから、厚真川流域の浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水の安定的な供給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

なお、東胆振地域（苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町）における自治体の長からなる苫小牧地方総合開発期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道勇払郡厚真町役場